

(別紙1)

- 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
障 発 第 1031001 号 平成 18 年 10 月 31 日	障 発 第 1031001 号 平成 18 年 10 月 31 日
一部改正 障 発 第 0402003 号 平成 19 年 4 月 2 日	一部改正 障 発 第 0402003 号 平成 19 年 4 月 2 日
一部改正 障 発 第 0331021 号 平成 20 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 第 0331021 号 平成 20 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 第 0331041 号 平成 21 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 第 0331041 号 平成 21 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日	一部改正 障 発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日
一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日	一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日
一部改正 障 発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日
<u>最終改正 障 発 0329 第 16 号</u> <u>平成 25 年 3 月 29 日</u>	
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準）については、本年 9 月 29 日に公布され、10 月 1 日（精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403003 号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403004 号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

記

第一 届出手続の運用

1. 届出の受理

(1) 届出書類の受取り

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等（障害者の日

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）については、本年 9 月 29 日に公布され、10 月 1 日（精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403003 号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403004 号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

記

第一 届出手続の運用

1. 届出の受理

(1) 届出書類の受取り

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等（障害者自立

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 34 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）又は基準該当障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害福祉サービス事業を行う場合及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第 215 条第 1 項に規定する多機能型事業所（以下「多機能型事業所」という。）として複数種類の障害福祉サービス事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。

(2)～(4) (略)

2～6 (略)

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項

1. 通則

(1) 算定上における端数処理について

① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

(例) 居宅介護（身体介護 30 分未満で 254 単位）

支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 34 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）又は基準該当障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害福祉サービス事業を行う場合及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第 215 条第 1 項に規定する多機能型事業所（以下「多機能型事業所」という。）として複数種類の障害福祉サービス事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。

(2)～(4) (略)

2～6 (略)

第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項

1. 通則

(1) 算定上における端数処理について

① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

(例) 居宅介護（身体介護 30 分未満で 254 単位）

- ・ 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の70%

$$254 \times 0.70 = 177.8 \rightarrow 178 \text{ 単位}$$

- ・ 基礎研修課程修了者で夜間又は早朝の場合

$$178 \times 1.25 = 222.5 \rightarrow 223 \text{ 単位}$$

※ $254 \times 0.70 \times 1.25 = 222.25$ として四捨五入するのではない。

なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

② (略)

(2)～(5) (略)

(6) 定員規模別単価の取扱いについて

①・② (略)

③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。）の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

(7) (略)

(8) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

①～③ (略)

④ 人員欠如減算の具体的取扱い

(-) 指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理

- ・ 3級ヘルパーの場合 所定単位数の70%

$$254 \times 0.70 = 177.8 \rightarrow 178 \text{ 単位}$$

- ・ 3級ヘルパーで夜間又は早朝の場合

$$178 \times 1.25 = 222.5 \rightarrow 223 \text{ 単位}$$

※ $254 \times 0.70 \times 1.25 = 222.25$ として四捨五入するのではない。

なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

② (略)

(2)～(5) (略)

(6) 定員規模別単価の取扱いについて

①・② (略)

③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。）の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

(7) (略)

(8) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

①～③ (略)

④ 人員欠如減算の具体的取扱い

(-) 指定基準の規定により配置すべき居宅介護の従業者、生活支

学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員及び世話人については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。（二）、（三）及び（四）において同じ。）について減算される。

また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。

（二）～（四）（略）

⑤・⑥（略）

（9）・（10）（略）

（11）平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について

①～③（略）

④ 標準利用期間超過減算の具体的取扱い

（一）指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者（サービスの利用開始から1年を超過していない者を除く。）ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの利用者全員につき、減算するものとする。

なお、「標準利用期間に6月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。

援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員及び世話人については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。（二）、（三）及び（四）において同じ。）について減算される。

また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。

（二）～（四）（略）

⑤・⑥（略）

（9）・（10）（略）

（11）平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について

①～③（略）

④ 標準利用期間超過減算の具体的取扱い

（一）指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者（サービスの利用開始から1年を超過していない者を除く。）ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの利用者全員につき、減算するものとする。

なお、「標準利用期間に6月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。

ア・イ (略)

ウ 就労移行支援 30 月間 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。)) 第 6 条の 8 ただし書きの規定の適用を受ける場合にあつては、42 月間又は 66 月間とする。)

(二) (略)

(12) (略)

2. 介護給付費

(1) 居宅介護サービス費

①～⑧ (略)

⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

(一) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合

ア 介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 125 号) 附則第 2 条第 2 項の規定により行うことができることとされた同法第 3 条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号) 第 40 条第 2 項第 5 号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者 (以下「実務者研修修了者」という。)、居宅介護職員初任者研修課程 (相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則 (平成 11 年厚生労働省令第 36 号) 第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者を含むものとする。) (以下「初任者研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定

ア・イ (略)

ウ 就労移行支援 30 月間 (障害者自立支援法施行規則 (平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。)) 第 6 条の 8 ただし書きの規定の適用を受ける場合にあつては、42 月間又は 66 月間とする。)

(二) (略)

(12) (略)

2. 介護給付費

(1) 居宅介護サービス費

①～⑧ (略)

⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

(一) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合

ア 介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 125 号) 附則第 2 条第 2 項の規定により行うことができることとされた同法第 3 条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号) 第 40 条第 2 項第 5 号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者 (以下「実務者研修修了者」という。)、居宅介護従業者養成研修 1 級課程又は 2 級課程修了者 (相当する研修課程修了者を含む。なお、訪問介護に関する 1 級課程又は 2 級課程修了者については、相当する研修課程修了者を含むものとする。)、介護職員基礎研修課程修了者 (以下「1・2 級ヘルパー等」と総称する。) → 「所定単位数」

単位数」

イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）による改正前の介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する訪問介護に関する 3 級課程修了者については、相当する研修課程修了者を含むものとする。）及び実務経験を有する者（平成 18 年 3 月 31 日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。）（以下「基礎研修課程修了者等」と総称する。） → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」

ウ （略）

(二) 「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の単位を算定する場合

ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」

イ 基礎研修課程修了者等及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修及び知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。）（以下「旧外出介護研修修了者」という。） → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」

ウ （略）

イ 居宅介護従業者養成研修 3 級課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。なお、訪問介護に関する 3 級課程修了者については、相当する研修課程修了者を含むものとする。）及び実務経験を有する者（平成 18 年 3 月 31 日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。）（以下「3 級ヘルパー等」と総称する。） → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」

ウ （略）

(二) 「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の単位を算定する場合

ア 1・2 級ヘルパー等 → 「所定単位数」

イ 3 級ヘルパー等及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修及び知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。）（以下「旧外出介護研修修了者」という。） → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」

ウ （略）

- (三) 「家事援助中心型」の単位を算定する場合
- ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」
- イ 基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護研修修了者 → 「所定単位数の100分の90に相当する単位数」
- (四) 「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」の単位を算定する場合
- ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」
- イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者 → 「所定単位数の100分の90に相当する単位数」
- (五) 「通院等乗降車介助」の単位を算定する場合
- ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」
- イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者 → 「所定単位数の100分の90に相当する単位数」
- (六) その他
- 居宅介護従業者の資格要件については、居宅介護が短時間に集中して支援を行う業務内容であることを踏まえ、初任者研修課程修了者等を基本とし、基礎研修課程修了者等がサービスを提供する場合には報酬の減算を行うこととしているものである。なお、重度訪問介護研修修了者は、専ら重度訪問介護に従事することを目的として養成されるものであることから、重度訪問介護研修修了者がサービス提供を行う場合にあつては、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限るものとする。

- (三) 「家事援助中心型」の単位を算定する場合
- ア 1・2級ヘルパー等 → 「所定単位数」
- イ 3級ヘルパー等及び重度訪問介護研修修了者 → 「所定単位数の100分の90に相当する単位数」
- (四) 「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」の単位を算定する場合
- ア 1・2級ヘルパー等 → 「所定単位数」
- イ 3級ヘルパー等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者 → 「所定単位数の100分の90に相当する単位数」
- (五) 「通院等乗降車介助」の単位を算定する場合
- ア 1・2級ヘルパー等 → 「所定単位数」
- イ 3級ヘルパー等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者 → 「所定単位数の100分の90に相当する単位数」
- (六) その他
- 居宅介護従業者の資格要件については、居宅介護が短時間に集中して支援を行う業務内容であることを踏まえ、1・2級ヘルパー等を基本とし、3級ヘルパー等がサービスを提供する場合には報酬の減算を行うこととしているものである。なお、重度訪問介護研修修了者は、専ら重度訪問介護に従事することを目的として養成されるものであることから、重度訪問介護研修修了者がサービス提供を行う場合にあつては、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限るものとする。

⑩ 居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱い

(一) 「身体介護中心型」又は「通院等介助（身体介護を伴う場合）」
次のアからウまでに掲げる場合に応じた所定単位数を算定する。

ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合

(i) 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合

基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数

(ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合

重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数

イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合

(i) 初任者研修課程修了者等が派遣される場合

基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数

(ii) (略)

ウ (略)

(二) 「家事援助中心型」、「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」又は「通院等乗降介助」

⑩ 居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱い

(一) 「身体介護中心型」又は「通院等介助（身体介護を伴う場合）」
次のアからウまでに掲げる場合に応じた所定単位数を算定する。

ア 居宅介護計画上1・2級ヘルパー等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合

(i) 3級ヘルパー等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合

3級ヘルパー等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数

(ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合

重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数

イ 居宅介護計画上3級ヘルパー等又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合

(i) 1・2級ヘルパー等が派遣される場合

3級ヘルパー等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数

(ii) (略)

ウ (略)

(二) 「家事援助中心型」、「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」又は「通院等乗降介助」

ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合

基礎研修課程修了者等（重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者）が派遣される場合の単位数

イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等（重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者）が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合

基礎研修課程修了者等（重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者）が派遣される場合の単位数

⑪ 2人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等

(一) (略)

(二) 居宅介護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等（重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者）である場合の取扱い

派遣された2人の居宅介護従業者のうちの1人が基礎研修課程修了者等（重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者）で、1人がそれ以外の者である場合については、基礎研修課程修了者等（重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者）については、基礎研修課程修了者等が派遣される場合の単位数（当該居宅介護従業者が重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合には、それぞれ重度訪問介護研修修了者が派遣される場合の単位数又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数）を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定すること。

ア 居宅介護計画上1・2級ヘルパー等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合

3級ヘルパー等（重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者）が派遣される場合の単位数

イ 居宅介護計画上3級ヘルパー等（重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者）が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合

3級ヘルパー等（重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者）が派遣される場合の単位数

⑪ 2人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等

(一) (略)

(二) 居宅介護従業者のうち1人が3級ヘルパー等（重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者）である場合の取扱い

派遣された2人の居宅介護従業者のうちの1人が3級ヘルパー等（重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者）で、1人がそれ以外の者である場合については、3級ヘルパー等（重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者）については、3級ヘルパー等が派遣される場合の単位数（当該居宅介護従業者が重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合には、それぞれ重度訪問介護研修修了者が派遣される場合の単位数又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数）を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定すること。

⑫ (略)

⑬ 特定事業所加算の取扱い

特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。

(一) (略)

(二) 人材要件

ア 居宅介護従業者要件

543号第1号告示イ(6)の介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(6)の要件に含むものとする。

また、同(6)の「常勤の居宅介護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。

なお、常勤の居宅介護従業者とは、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)のすべてを勤務している居宅介護従業者

⑫ (略)

⑬ 特定事業所加算の取扱い

特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。

(一) (略)

(二) 人材要件

ア 居宅介護従業者要件

543号第1号告示イ(6)の介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

また、同(6)の「常勤の居宅介護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。

なお、常勤の居宅介護従業者とは、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)のすべてを勤務している居宅介護従業者

者をいう。

イ サービス提供責任者要件

543号告示第1号イ(7)の「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。

なお、「5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者」について、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(7)の要件に含むものとする。

また、同(8)については、指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により常勤のサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所において、同項ただし書により常勤のサービス提供責任者を1人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならないとしているものである。

(三)・(四) (略)

⑭～⑱ (略)

(2) 重度訪問介護サービス費

①～③ (略)

④ 特に重度の障害者に対する加算の取扱いについて

重度訪問介護従業者(重度訪問介護従事者養成研修基礎課程(指

者をいう。

イ サービス提供責任者要件

543号告示第1号イ(7)の「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。

また、同(8)については、指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により常勤のサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所において、同項ただし書により常勤のサービス提供責任者を1人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならないとしているものである。

(三)・(四) (略)

⑭～⑱ (略)

(2) 重度訪問介護サービス費

①～③ (略)

④ 特に重度の障害者に対する加算の取扱いについて

重度訪問介護従業者(重度訪問介護従事者養成研修基礎課程(指

定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。以下「居宅介護従業者基準」という。）の別表第二に定める内容以上の研修課程をいう。）のみを修了した者を除く。）が、重度訪問介護の利用者のうち、重度障害者等包括支援の対象となる心身の状態にある者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を、区分 6 に該当する者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 7.5 に相当する単位数を、それぞれ所定単位数に加算する。

なお、重度訪問介護従業者養成研修（居宅介護従業者基準第 1 条第 5 号に規定する重度訪問介護従業者養成研修をいう。）を修了した者が、加算対象となる重度障害者に対して重度訪問介護を行う場合は、当該加算対象者に対する緊急時の対応等についての付加的な研修である重度訪問介護従事者養成研修追加課程（居宅介護従業者基準の別表第三に定める内容以上の研修課程をいう。）又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程（居宅介護従業者基準の別表第四に定める内容以上の研修課程をいう。）を修了している場合についてのみ所定単位数が算定できるものであること。

⑤～⑬ （略）

(3) 同行援護サービス費

① 同行援護の対象者について

(-) 身体介護を伴う場合

区分 2 以上に該当し、543 号告示に定める別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の 0 点の項から 2 点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が 1 点

定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。（以下「居宅介護従業者基準」という。）の別表第一に定める内容以上の研修課程をいう。）のみを修了した者を除く。）が、重度訪問介護の利用者のうち、重度障害者等包括支援の対象となる心身の状態にある者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を、区分 6 に該当する者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 7.5 に相当する単位数を、それぞれ所定単位数に加算する。

なお、重度訪問介護従業者養成研修（居宅介護従業者基準第 1 条第 3 号に規定する重度訪問介護従業者養成研修をいう。）を修了した者が、加算対象となる重度障害者に対して重度訪問介護を行う場合は、当該加算対象者に対する緊急時の対応等についての付加的な研修である重度訪問介護従事者養成研修追加課程（居宅介護従業者基準の別表第二に定める内容以上の研修課程をいう。）又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程（居宅介護従業者基準の別表第三に定める内容以上の研修課程をいう。）を修了している場合についてのみ所定単位数が算定できるものであること。

⑤～⑬ （略）

(3) 同行援護サービス費

① 同行援護の対象者について

(-) 身体介護を伴う場合

区分 2 以上に該当し、543 号告示に定める別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の 0 点の項から 2 点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が 1 点

以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上に該当する者であって、認定調査表（区分省令第一の認定項目票をいう。）における調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかが「できる」以外に認定されている者

(二) 身体介護を伴わない場合

543号告示に定める別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上に該当する者

② (略)

③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

(一) 「身体介護を伴う場合」の単位を算定する場合

ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）ただし、初任者研修課程修了者等及び居宅介護従業者基準第20号から第22号までに掲げる者（相当する研修課程修了者を含む。）（以下「初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者」と総称する。）にあつては、平成26年9月30日までの間は、当該研修の課程を修了したものとみなす。→「所定単位数」

イ 初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者。→「所定単位数」

以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上に該当する者であつて、認定調査表（区分省令第一の認定項目票をいう。）における調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかが「できる」以外に認定されている者

(二) 身体介護を伴わない場合

543号告示に定める別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上に該当する者

② (略)

③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

(一) 「身体介護を伴う場合」の単位を算定する場合

ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）ただし、1・2級ヘルパー等及び居宅介護従業者基準第16号から第18号までに掲げる者（相当する研修課程修了者を含む。）（以下「1・2級ヘルパー等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者」と総称する。）にあつては、平成26年9月30日までの間は、当該研修の課程を修了したものとみなす。→「所定単位数」

イ 1・2級ヘルパー等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者。→「所定単位数」

ウ (略)

エ 基礎研修課程修了者等 →「所定単位数の100分の70に相当する単位数」(ただし、平成26年9月30日までの間に限る。)

オ 基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者 →「所定単位数の100分の70に相当する単位数」

(二) 「身体介護を伴わない場合」の単位を算定する場合

ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)ただし、初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者にあつては、平成26年9月30日までの間においては、当該研修の課程を修了したものとみなす。→「所定単位数」

イ 初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者。→「所定単位数」

ウ (略)

エ 「基礎研修課程修了者等」→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」(ただし、平成26年9月30日までの間に限る。)

オ 「基礎研修課程修了者等」であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者。→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」

④ (略)

ウ (略)

エ 3級ヘルパー等 →「所定単位数の100分の70に相当する単位数」(ただし、平成26年9月30日までの間に限る。)

オ 3級ヘルパー等であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者 →「所定単位数の100分の70に相当する単位数」

(二) 「身体介護を伴わない場合」の単位を算定する場合

ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)ただし、1・2級ヘルパー等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者にあつては、平成26年9月30日までの間においては、当該研修の課程を修了したものとみなす。→「所定単位数」

イ 1・2級ヘルパー等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者。→「所定単位数」

ウ (略)

エ 「3級ヘルパー等」→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」(ただし、平成26年9月30日までの間に限る。)

オ 「3級ヘルパー等」であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者。→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」

④ (略)

⑤ 同行援護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等である場合の取扱い

派遣された2人の同行援護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等で、1人がそれ以外のものである場合について、基礎研修課程修了者等が派遣される場合の単位数を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定する。

⑥～⑭ (略)

(4) 行動援護サービス費

①～③ (略)

④ 所定単位数等の取扱いについて

行動援護従業者養成研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に1年以上2年未満の従事経験を有する者(厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第548号)第12号に規定する者をいう。以下「減算対象ヘルパー」という。)が行動援護を行う場合については、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

なお、同告示第11号において、所定単位数を算定するためには、初任者研修課程修了者等であっても2年以上の実務経験を有することが必要とされており、初任者研修課程修了者等であっても1年以上2年未満の従事経験しか有していない者については、初任者研修課程修了者等であることのみを理由に行動援護に従事することはできず、行動援護従業者養成研修課程修了者に限り、本規定の適用により、所定単位数の100分の70を算定することが可能となること。

⑤～⑬ (略)

⑤ 同行援護従業者のうち1人が3級ヘルパー等である場合の取扱い

派遣された2人の同行援護従業者のうち1人が3級ヘルパー等で、1人がそれ以外のものである場合について、3級ヘルパー等が派遣される場合の単位数を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定する。

⑥～⑭ (略)

(4) 行動援護サービス費

①～③ (略)

④ 所定単位数等の取扱いについて

行動援護従業者養成研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に1年以上2年未満の従事経験を有する者(厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第548号)第10号に規定する者をいう。以下「減算対象ヘルパー」という。)が行動援護を行う場合については、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

なお、同告示第9号において、所定単位数を算定するためには、1・2級ヘルパー等であっても2年以上の実務経験を有することが必要とされており、1・2級ヘルパー等であっても1年以上2年未満の従事経験しか有していない者については、1・2級ヘルパー等であることのみを理由に行動援護に従事することはできず、行動援護従業者養成研修課程修了者に限り、本規定の適用により、所定単位数の100分の70を算定することが可能となること。

⑤～⑬ (略)

(5) 療養介護サービス費

①～③ (略)

④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

報酬告示第5の3の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) (略)

(二) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

次のいずれかに該当する場合であること。

ア (略)

イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業（旧法施設を含む）及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業及び障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。

(5) 療養介護サービス費

①～③ (略)

④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

報酬告示第5の3の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) (略)

(二) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

次のいずれかに該当する場合であること。

ア (略)

イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者自立支援法に定める障害福祉サービス事業（旧法施設を含む）及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業及び障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。

(三) (略)

⑤～⑦ (略)

(6) (略)

(7) 短期入所サービス費

① (略)

② 医療機関において実施する短期入所サービス費について

遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児等に係る短期入所の需要に対応するため、医療機関を利用する場合の単価が設定されているが、具体的な対象者は、次のとおりであること。

(一) (略)

(二) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)

区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第236号)に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者(一)のアの(ii)に掲げる基準に該当しない重症心身障害者等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条で定める特殊の疾病による障害を有する者のうち、常時医学的管理を必要とする者)

イ (略)

③～⑭ (略)

(8) (略)

(9) 共同生活介護サービス費

(三) (略)

⑤～⑦ (略)

(6) (略)

(7) 短期入所サービス費

① (略)

② 医療機関において実施する短期入所サービス費について

遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児等に係る短期入所の需要に対応するため、医療機関を利用する場合の単価が設定されているが、具体的な対象者は、次のとおりであること。

(一) (略)

(二) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)

区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第236号)に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者(一)のアの(ii)に掲げる基準に該当しない重症心身障害者等)

イ (略)

③～⑭ (略)

(8) (略)

(9) 共同生活介護サービス費

① 共同生活介護の対象者について

区分2以上に該当する障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。以下この①及び第二の3の(6)の①において同じ。)とする。

なお、「準ずるもの」とは、障害者に対して介護、訓練又は居住の支援を行う事業であつて国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助により実施される事業をいい、障害者支援施設、福祉ホーム又は地方公共団体において独自に実施する身体障害者を対象とする共同生活介護若しくは共同生活援助と同様の事業等が含まれるものとする。

②～⑫ (略)

⑬ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い

報酬告示第9の8の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。

(一) (略)

(二) 施設要件

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。

なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所

① 共同生活介護の対象者について

区分2以上に該当する身体障害者(65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)、知的障害者又は精神障害者とする。

なお、「準ずるもの」とは、障害者に対して介護、訓練又は居住の支援を行う事業であつて国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助により実施される事業をいい、障害者支援施設、福祉ホーム又は地方公共団体において独自に実施する身体障害者を対象とする共同生活介護若しくは共同生活援助と同様の事業等が含まれるものとする。

②～⑫ (略)

⑬ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い

報酬告示第9の8の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。

(一) (略)

(二) 施設要件

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。

なお、こうした支援体制については、自立支援協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所

の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

(三) (略)

⑭～⑯ (略)

(10) 施設入所支援サービス費

①～⑦ (略)

⑧ 入院・外泊時加算の取扱い

(一)～(四) (略)

(五) 削除

(六)～(七) (略)

⑨～⑭ (略)

⑮ 療養食加算の取扱い

(一) 報酬告示第10の13の療養食加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、障害者の日常生活及び社

の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

(三) (略)

⑭～⑯ (略)

(10) 施設入所支援サービス費

①～⑦ (略)

⑧ 入院・外泊時加算の取扱い

(一)～(四) (略)

(五) 特定旧法指定施設において、旧法施設支援における「入院・外泊時加算」(以下「旧法入院・外泊時加算」という。)を算定する者が利用している場合であって、当該旧法入院・外泊時加算の算定期間中に指定障害者支援施設等へ転換した場合にあっては、施設入所支援における「入院・外泊時加算」の算定が可能とされる期間から旧法入院・外泊時加算を算定した日数を差し引いた残りの日数について、この加算を算定して差し支えない。

(六)～(七) (略)

⑨～⑭ (略)

⑮ 療養食加算の取扱い

(一) 報酬告示第10の13の療養食加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、障害者自立支援法に基づ

会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成 21 年厚生労働省告示第 177 号）に示された療養食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があること。

(二)～(十) (略)

⑩ (略)

3. 訓練等給付費

(1)・(2) (略)

(3) 就労移行支援サービス費

①～② (略)

③ 就労移行支援体制加算の取扱い

(一)～(四)

(五) 報酬告示第 13 の 3 の就労移行支援体制加算について、就労移行支援事業所において、暫定支給決定により就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを行った後、一般就労した者については、当該加算の算定の対象に含まないものとする。

④～⑪ (略)

⑫ 就労支援関係研修修了加算の取扱い

報酬告示第 13 の 12 の就労支援関係修了加算の注中「就労支援に従事する者として 1 年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての 1 年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての 1 年以上の実務経験を指

く指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成 21 年厚生労働省告示第 177 号）に示された療養食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があること。

(二)～(十) (略)

⑩ (略)

3. 訓練等給付費

(1)・(2) (略)

(3) 就労移行支援サービス費

①～② (略)

③ 就労移行支援体制加算の取扱い

(一)～(四)

④～⑪ (略)

⑫ 就労支援関係研修修了加算の取扱い

報酬告示第 13 の 12 の就労支援関係修了加算の注中「就労支援に従事する者として 1 年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての 1 年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての 1 年以上の実務経験を指

すものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務

また、「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成 21 年厚生労働省告示第 178 号。以下「研修告示」という。）において定めているところであり、具体的には次のとおりである。

ア・イ (略)

ウ 研修告示の三に定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」（平成 22 年 5 月 10 日付障発 0510 第 5 号）を参照すること。

⑬～⑯ (略)

(4) (略)

(5) 就労継続支援 B 型サービス費

① 就労継続支援 B 型の対象者について

就労継続支援 B 型については、次の (-) から (四) までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。

すものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務

また、「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成 21 年厚生労働省告示第 178 号。以下「研修告示」という。）において定めているところであり、具体的には次のとおりである。

ア・イ (略)

ウ 研修告示の三に定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」（平成 22 年 5 月 10 日付障発 0510 第 5 号）を参照すること。

⑬～⑯ (略)

(4) (略)

(5) 就労継続支援 B 型サービス費

① 就労継続支援 B 型の対象者について

就労継続支援 B 型については、次の (-) から (四) までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。

(一)～(三) (略)

(四) (一)から(三)までのいずれにも該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少なく地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した本事業の利用希望者(平成27年3月31日までの間に限る。)

②～⑱ (略)

(6) 共同生活援助サービス費

① 共同生活援助の対象者について

区分1又は障害程度区分に該当しない障害者とする。

また、区分2以上の障害者であっても、利用者が特に指定共同生活援助の利用を希望する場合には、指定共同生活援助を利用することができるものとし、この場合、共同生活援助サービス費を算定する。

なお、「準ずるもの」とは、障害者に対して介護、訓練又は居住の支援を行う事業であって国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助により実施される事業をいい、障害者支援施設、福祉ホーム又は地方公共団体において独自に実施する身体障害者を対象とする共同生活介護若しくは共同生活援助と同様の事業等が含まれるものとする。

(一)～(三) (略)

(四) 平成25年3月31日までの間に限り、(一)から(三)までのいずれにも該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者

②～⑱ (略)

(6) 共同生活援助サービス費

① 共同生活援助の対象者について

区分1又は障害程度区分に該当しない身体障害者(65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)、知的障害者又は精神障害者とする。

また、区分2以上の身体障害者(65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)、知的障害者又は精神障害者であっても、利用者が特に指定共同生活援助の利用を希望する場合には、指定共同生活援助を利用することができるものとし、この場合、共同生活援助サービス費を算定する。

なお、「準ずるもの」とは、障害者に対して介護、訓練又は居住の支援を行う事業であって国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助により実施される事業をいい、障害者支援施設、福祉ホーム又は地方公共団体において独自に実施する身体障害者を対象とする共同生活介護若しくは共同生活援助と同様の事業等が含まれるものとする。

②～⑮ (略)

第三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表地域相談支援給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号。以下「地域相談支援報酬告示」という。）に関する事項

1. 指定地域移行支援

(1) 指定地域移行支援に係る報酬の算定について

指定地域移行支援の提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下「地域相談支援基準」という。）又は地域相談支援報酬告示に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

①・② (略)

(2)～(6) (略)

2 (略)

第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号。以下「計画相談支援報酬告示」という。）に関する事項

1. 計画相談支援費の算定について

(1) 基本的な取扱い

指定計画相談支援の提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「計画相談支援基準」という。）に定める以下の基準のいずれかを

②～⑮ (略)

第三 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表地域相談支援給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号。以下「地域相談支援報酬告示」という。）に関する事項

1. 指定地域移行支援

(1) 指定地域移行支援に係る報酬の算定について

指定地域移行支援の提供に当たっては、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下「地域相談支援基準」という。）又は地域相談支援報酬告示に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

①・② (略)

(2)～(6) (略)

2 (略)

第四 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号。以下「計画相談支援報酬告示」という。）に関する事項

1. 計画相談支援費の算定について

(1) 基本的な取扱い

指定計画相談支援の提供に当たっては、障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「計画相談支援基準」という。）に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しな

満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。 ①・② (略) (2)～(5) (略) 2・3 (略)	いものとする。 ①・② (略) (2)～(5) (略) 2・3 (略)
--	--